

## 民事事件及び家事事件の上訴記録等の送付に関する事務処理

### 要領

平成29年3月8日

平成29年5月22日改正

令和元年9月6日改正

令和2年9月30日改正

令和5年3月16日改正

令和5年9月26日改正

高松高等裁判所

#### 第1 高裁への記録送付事務について

1 記録の検閲のため、支部（出張所を含む。以下同じ。）の記録を本庁に送付している場合は、原則として支部の記録は、本庁経由で高裁へ送付する。

2 記録の到着期限は、次のとおりとする。

期限に検討を要する場合は、その都度高裁民事訟廷係に連絡を行う。

(1) 控訴事件・・・・・・・・提起事件受理の翌日から30日

控訴提起等が複数あった場合には、最初の控訴提起日を基準とする。

(2) 抗告、即時抗告事件・・・・提起事件受理の翌日から20日

抗告提起等が複数あった場合には、最後の抗告提起日を基準とする。

上記の期限に関わらず、DV、保全抗告、破産手続開始決定に対する抗告については、迅速に送付する。

執行抗告は、抗告状提出から1週間経過後（民執法10Ⅲ）、通常抗告・即時抗告は抗告状提出から14日経過後（民訴規207）に送付する。

抗告状等に理由が記載されている場合には、理由書の追加の有無を確認し、追加がない場合には、至急送付する。

各期間が経過しても理由書の提出がない場合には、理由書の提出予定を確認の上、記録を送付する。

(3) 上告、再抗告事件・・・理由書提出期限の翌日から20日

上告提起等が複数あった場合には、最後の理由書提出期限を起算日とする。

(4) 高裁からの参考記録送付依頼に基づいて事件記録を送付する場合には、できるだけ速やかに送付する。

### 3 到着期限を超過する場合について

上記の到着期限を超過する見込みの場合には、期限前に、高松高裁民事訴訟係（メールアドレス：[REDACTED]、件名：遅延理由書（〇〇地裁））に、遅延理由書（別紙様式第1）を送信する。なお、メールの本文中に同書の内容を記載する取り扱いも差し支えない。

### 4 事件記録の編成について

(1) 上訴提起事件記録表紙を作成する場合には、原審事件記録表紙の次に綴る。

(2) 控訴提起に伴う強制執行停止が申し立てられた場合には、原審で処理し、当該強制執行停止事件記録は、原審事件記録の第三分類に綴る。

(3) 記録の1冊の厚さは概ね7cm以下とする。

(4) 事件記録用ファイルを付けて送付する場合には、綴紐の補強は原則として要しない。

(5) 予納郵便切手管理袋を新たに作成し、上訴提起事件番号は、上部欄外に記載する。

(6) 上訴提起後に提出された書面については、原則として、上訴提起事件記録として綴るが、原審判決に対する執行文付与の申立てや原審記録のみの記録の閲覧・謄写といった原審記録に関する事務処理にとどまるものは、原審記録として綴る。ただし、原審記録と控訴状の閲覧・謄写のように、上訴提起に関する部分が含まれる場合には、上訴提起事件記録として綴る。

(7) 予納郵便切手については、提出者ごとに封筒に入れて封緘（ステープラ可）する。

(8) 抗告事件について、基本事件の予納郵便切手及び登記用印紙は、特段の事

情のない限り、管理換えすることなく、原庁保管する。

(9) 調停事件の調停委員手控えメモ等については、原審記録中、調停記録の記録外部分に綴った状態で送付して差し支えない。

(10) 原審において、閲覧等制限や秘匿情報管理のため、閲覧用の写し記録を作成している場合には、当該記録も併せて送付する。

#### 5 送付時に添付する書面等について

記録送付時に次の(1)及び(2)の各書面を添付し、(3)及び(4)の各書面は、別途適宜の方法により送付するものとする。

なお、家事審判事件において、自庁で保管又は保存する調停記録等について事実の調査（家事事件手続法56条）を実施した場合、同審判事件が即時抗告によって高裁に送付される場合は、事実の調査をした調停記録等も一緒に送付する。

※ 調停（審判）記録全部について事実の調査をした場合は、分離して保存している成立調書等（写しでも差し支えない。）も一緒に送付する。

(1) 事件記録送付書（別紙様式第2）

(2) 判決等写し（5部）、更正決定を行っている場合は、同決定写し（5部）

(3) 記録等点検票（別紙様式第3）

(4) 訴額計算書（別紙様式第4）

#### 6 記録送付の通知について

高裁に記録を送付する際には、事前（郵送の場合は発送日）に、高裁民事訴訟係（メールアドレス： XXXXXXXXXX、件名：事件記録送付通知（〇〇地裁））に、記録送付通知書（別紙様式第5）の電子データを送付する。

また、原審は直接判決・決定（ただし、システムによる定形のもの除く。）の電子データを、同様の方法で（件名：判決データ（〇〇地裁〇〇支部））送

信する。また、詳細な意見書の電子データがある場合には併せて送信する。

#### 7 記録受領後について

記録受領後、高裁で、送付を受けた事件記録送付書の写しを作成し、同書面に受領した旨等を付記し、記録送付庁及び原審にファクシミリで送信する。ただし、事件関係送付簿により受領した場合は除く。

##### 【付記の記載例】

本件記録を受領しました。

高松高等裁判所裁判所書記官 ○○○○印

#### 第2 高裁に控訴状等が提出された場合の処理について

- 1 高裁は、原審に連絡の上、控訴状等をファクシミリで送信する。
- 2 原審は、原審判決等・送達報告書をファクシミリで高裁へ送信する。
- 3 高裁は、移送決定を行い、同決定確定後原審に記録を送付する。

#### 第3 上訴記録を高裁に送付後に、原審が当該事件の事件書類を受け付けた場合について

高裁民事訟廷係に連絡した上で、回送書を添付して高裁に送付する。

#### 第4 地裁、家裁、簡裁への記録送付事務について

高裁で事件が終了した事件の事件記録の返還については、事件記録に記録送付書兼受領書を添付の上、送付する。その際、事前に、高裁民事訟廷係から記録返還先の訟廷管理官等に対し、記録送付通知書（別紙様式第5）をファクシミリで送信する。ただし、事件関係送付簿により返還する場合は除く。

#### 第5 参考記録送付依頼について

事件処理のために、事件記録の存する裁判所に対し、参考記録の送付を依頼する場合には、記録送付依頼書（別紙様式第6）を依頼先の訟廷係に対し、ファクシミリで送信する。その後の処理は、第1の6及び7と同様とする。

#### 第6 上訴提起時の費用の予納について

上訴提起時の費用の予納基準については、別紙予納郵便切手等一覧表のとおりとする。

現金による納付が可能な事件類型については、現金による予納の利用促進を図る。

#### 付 記

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

#### 付 記（平成29年5月22日改正）

- 1 この要領は、平成29年6月1日から実施する。
- 2 従前の予納郵券一覧表の基準による予納郵便切手の納付があった場合は、そのまま高裁に送付して差し支えない。

#### 付 記（令和元年9月6日改正）

- 1 この要領は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 従前の予納郵便切手等一覧表の基準による予納郵便切手の納付があった場合は、そのまま高裁に送付して差し支えない。

#### 付 記（令和2年9月30日改正）

- 1 この要領は、令和2年10月1日から実施する。
- 2 従前の点検票の様式の丁数欄を空欄又は斜線を記載して使用しても差し支えない。

#### 付 記（令和5年3月16日改正）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際にすでに旧様式で作成している場合は、当該様式のまま送付して差し支えない。

#### 付 記（令和5年9月26日改正）

- 1 この要領は、令和5年10月1日から実施する。
- 2 従前の予納郵便切手等一覧表の基準による予納郵便切手の納付があった場合は、そのまま高裁に送付して差し支えない。

(別紙様式第1)

遅延理由書

高松高等裁判所民事部 御中

〇〇地方裁判所〇〇支部

- |   |       |    |      |   |   |
|---|-------|----|------|---|---|
| 1 | 事件番号  | 令和 | 年( ) | 第 | 号 |
|   | 事件名   |    |      |   |   |
| 2 | 上訴受理  |    | 月    |   | 日 |
| 3 | 送付期限  |    | 月    |   | 日 |
| 4 | 送付予定日 |    | 月    |   | 日 |
| 5 | 遅延理由  |    |      |   |   |

(別紙様式第2)

※(本庁経由)

令和 年 ( ) 第 号

〇〇請求控訴提起事件

控訴人 〇〇〇〇

被控訴人 〇〇〇〇

高松高等裁判所 裁判所書記官 殿

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所〇〇支部

裁判所書記官 〇〇〇〇㊟

訴訟(抗告)記録送付書

事件番号 令和〇〇年(〇)第〇〇〇号

事件名 〇〇請求事件

送付の事由 控訴提起

記録冊数 全〇冊

送付方法 宅配便・使送

予納郵便切手 〇〇〇円

管理換 (上席)主任書記官㊟

※ 支部から送付する場合に記載する。

(別紙様式第5)

令和〇〇年〇月〇日

発送日 月 日

〇〇〇〇裁判所〇〇訟廷係 御中

〇〇〇〇裁判所

裁判所書記官 〇〇〇〇

記録送付通知書

下記事件記録を発送しました。

記

事件番号	冊数	お問い合わせ状No.等	備考
令和 年 ( ) 第 号			
令和 年 ( ) 第 号			
令和 年 ( ) 第 号			
令和 年 ( ) 第 号			
令和 年 ( ) 第 号			
令和 年 ( ) 第 号			

※ 本庁から支部の記録を高裁に送付する場合は、備考欄に支部名を記載する。



(別紙様式第6)

令和〇〇年〇月〇日

〇〇地方・家庭裁判所裁判所書記官 殿

高松高等裁判所〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

記 録 送 付 依 頼 書

下記事件記録等を当裁判所に送付されますよう依頼します。

記

事 件 番 号	裁判所 支部 令和 年 第 号 上記事件を基本事件とする関連雑事件がある場合には、当該雑事件記録を含む。
事 件 名	事件
当 事 者	原告等 被告等
送付請求事由	
備 考	

控訴事件送付時添付書面の記載方法について

第1 事件記録送付書

令和〇年（ワネ）第1号 損害賠償請求控訴提起事件 控訴人 高松太郎 外1名 被控訴人 徳島次郎	・ 上訴提起事件に関する事項を記載 （ワ, 行ヌ, 家ト, レヲ, ヲヲ, 家ニ, 行カ） ・ 複数いる場合には、「外〇名」と記載 ・ この欄にふりがなは不要
高松高等裁判所 裁判所書記官 殿	
令和〇〇年〇月〇日	
抗告の場合には「抗告記録送付書」 上告の場合には「上告記録送付書」	高知地方裁判所 裁判所書記官 高知三郎 印（職印）
訴訟（抗告）記録送付書	
事件番号	令和〇年（ワ）第1号
事件名	損害賠償請求事件
送付の事由	控訴提起
記録冊数	全2冊（参考記録がある場合には、参考記録も含めた冊数を記載し、「うち参考記録〇冊」と付記する。）
送付方法	宅配便
予納郵便切手 6850 円 管理換 訟廷管理官印	
支部では上席主任書記官又は主任書記官が認印	

複数の上訴提起があった場合にも、1通の送付書の中に、上訴提起番号をすべて記載してください。

■■■■■を利用している事件については、記録送付時に■■■■■の該当事件の基本事件（上訴提起事件ではない）の■■■■■とともに、■■■■■から印刷される送付書には、■■■■■も表示してください。

(別紙様式第3)

[記載例]

高裁事件番号 (高裁記入欄)  
令和 年( )第 号

記録等点検票

記録冊数	7 冊
------	-----

総重量	25
-----	----

**【総重量】欄**  
 ・記録冊数が1版相当で5冊以上のものについて、総重量を記載する(ただし、除外、忌避事件の基本事件記録は含まない。)

第1審裁判所	
庁名	
高松地方裁判所	

第2審裁判所 ((レ)事件)	
庁名	

**【裁判所・事件番号】欄**  
 ・庁名を記載する。  
 ・上告提起事件の場合には、第2審((レ)事件)の欄も記載

第1審事件番号	4 ワ 123
	4 ワ 124
控訴・抗告提起番号	5 ワネ 10
	5 ワネ 11

控訴・控訴番 事件番号	
上告・再抗告 提起番号	

**【ふりがな】欄**  
 ・当事者が多数人で、記載しきれない場合には、原審で出廷していた当事者のみ記載

ふりがな		
原告・申立人側	たかまつたろう	こうちさぶろう
被告・相手方側	とくしまじろう	

**【当事者の資格について】**  
 ・当事者の特定に必要な表示を使用  
 ・例えば、「反訴原告」、「123号原告」、「原告〇〇」、「原告ら」など

【控訴・抗告】	判決等送達日	上訴期間満了日	上訴提起日
原告・申立人	2023/4/8	2023/4/22	
被告・相手方	2023/4/10	2023/4/24	2023/4/23

要報告 (最高裁へ)	受理	終局	他
行政事件(行政関連)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
労働関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
知的財産関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【上告】	判決送達日	上告期間満了日	上告提起日
控訴人・抗告人			
被控訴人・相手方			

**【要報告(最高裁へ)】欄**  
 ・報告を要する事件においては、該当する報告

**【判決送達日・上訴提起日】欄**  
 ・上告提起の場合には、控訴部分も記載

郵便切手内訳表		
1,000円	0枚	0円分
100円	0枚	0円分
84円	0枚	0円分
10円	0枚	0円分
1円	0枚	0円分
合計		0円分

**【郵便切手内訳表】欄**  
 ・上訴提起事件が複数ある場合には、事件ごとに分けて記載

閲覧等制限、秘匿、非開示情報及び閲覧不相当部分の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり→対象部分 別添のとおり
原審の連絡	
<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり→ 別添のとおり

**【閲覧等制限・不相当部分の有無】欄**  
 ・閲覧等の制限がある場合や家裁調査官の閲覧不相当の意見がある場合には、「あり」にチェックし、別添の書式に該当事項を記載する。

**【原審の連絡事項】欄**  
 ・上訴審で注意すべき事項等(当事者の属性、警備情報等)がある場合は、「あり」にチェックし、別添の書式に該当事項を記載する。

(別紙様式第3)

記録等点検票

高裁事件番号(高裁記入欄)  
令和 年( )第 号

記録冊数	冊
------	---

総重量	kg
-----	----

第1審裁判所	
庁名	
第1審 事件番号	
控訴・抗告 提起番号	

第2審裁判所 ((レ)事件)	
庁名	
控訴・控訴審 事件番号	
上告・再抗告 提起番号	

ふりがな					
原告・申立人側					
被告・相手方側					

【控訴・抗告】	判決等送達日	上訴期間満了日	上訴提起日
原告・申立人			
被告・相手方			

要報告(最高裁へ)	受理	終局	他
行政事件(行政関連)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
労働関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
知的財産関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【上告】	判決送達日	上告期間満了日	上告提起日
控訴人・抗告人			
被控訴人・相手方			

郵便切手内訳表					
500円	0枚	0円分	100円	0枚	0円分
94円	0枚	0円分	84円	0枚	0円分
50円	0枚	0円分	20円	0枚	0円分
10円	0枚	0円分	5円	0枚	0円分
1円	0枚	0円分		0枚	0円分
合計					0円分

閲覧等制限、秘匿、非開示情報及び閲覧不相当部分の有無	
<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり→ 別添の原審の連絡事項3のとおり

原審の連絡事項	
<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり→ 別添のとおり

原審の事務連絡

(兼チェック表)

申送り事項がある項目について、冒頭の口を黒塗りしてください。

- 1 手続等に関する事項【裁判手続上における不備、後の審理で疑義が生じるもの】
- 2 送達や送付に関する事項
- 3 秘匿情報等に関する事項
- 4 警備に関する事項
- 5 障害者配慮に関する事項
- 6 当事者対応に関する事項
- 7 その他、高裁に引き継ぐべき有益な情報

1 手続等に関する事項

裁判手続上における不備や、後の審理で疑義が生じるもの

(例) ・ 判決書、決定書、命令書及び審判書に誤記等があるもの(更正決定がされている場合は除く。)

- ・ 調書(目録を含む。)の記載誤り
- ・ 家事事件における事実の調査の通知漏れ
- ・ 上訴状の記載事項における誤記等を含む誤り(訂正書で補正されている場合は除く。)及び原審での任意補正の有無
- ・ 決定、命令等(更正調書の作成を含む。)の告知の付記で告知の有無が不明で追記ができないもの

※次のような事項については、記載しなくても差し支えありません。

- ① 当事者が提出した準備書面及び上申書等の事件番号、作成年月日、作成者の立場等で、明らかに誤記であることが分かり、後の裁判手続に影響を与えないもの
- ② 閲覧謄写票の誤字脱字で閲覧謄写手続の許否に影響を与えないもの

次のとおり

## 2 送達や送付に関する事項

- (例) ・ 判決書又は上訴状記載の住所以外に送達場所の届出がされているもの(同届出箇所に原審で附せんを貼付している場合、そのままの状態を送付して差し支えない。)
- ・ 当事者本人から高裁における送達物の受取りを裁判所窓口で行う旨の希望が伝えられているもの
  - ・ 送達報告書上、送達の有効性に疑義が生じるもの

次のとおり

## 3 秘匿情報等に関する事項

- (例) ・ 秘匿決定(民訴法133条1項)、閲覧等制限決定(民訴法92条1項)がされた場合は、決定日及び参考となる情報
- ・ 家事事件について、非開示希望申出がされた場合は、当該非開示希望申出の情報(既に裁判官が非開示情報とは扱わない判断をしている場合は除く。)
  - ・ 秘匿・非開示情報について、反対当事者等から裁判所に問い合わせがあった場合、その時期及び内容(把握している範囲で差し支えない。)

次のとおり

## 4 警備に関する事項

- (例) ・ 傍聴人が、判決言渡期日において10人を超えた事件について、①傍聴希望者概数、②傍聴券発行、傍聴抽選の有無、③開廷中及び傍聴抽選手続時における警備上参考となる情報
- ・ 期日当日、当事者の支援団体が街宣・行進、集会や署名活動を行っていた場合、総務課対応の有無も含めた情報
  - ・ 遮へい、ビデオリンクでの尋問申出があった場合、申出の趣旨、実施の有無及び対応結果(実施上、警備の問題がなかった場合も記載する。)
  - ・ 当事者が裁判所に対して警備上の配慮申出(例えば、家事事件で、相手と顔を合わせないように配慮して欲しい)がされた場合、その内容と対応結果

次のとおり

## 5 障害者配慮に関する事項

- (例) ・ 障害者配慮を行った場合、誰からどのような配慮の申出があり、その結果、どのような配慮を行ったのか。なお、配慮結果について、申出者から不満や意見があった場合はその内容

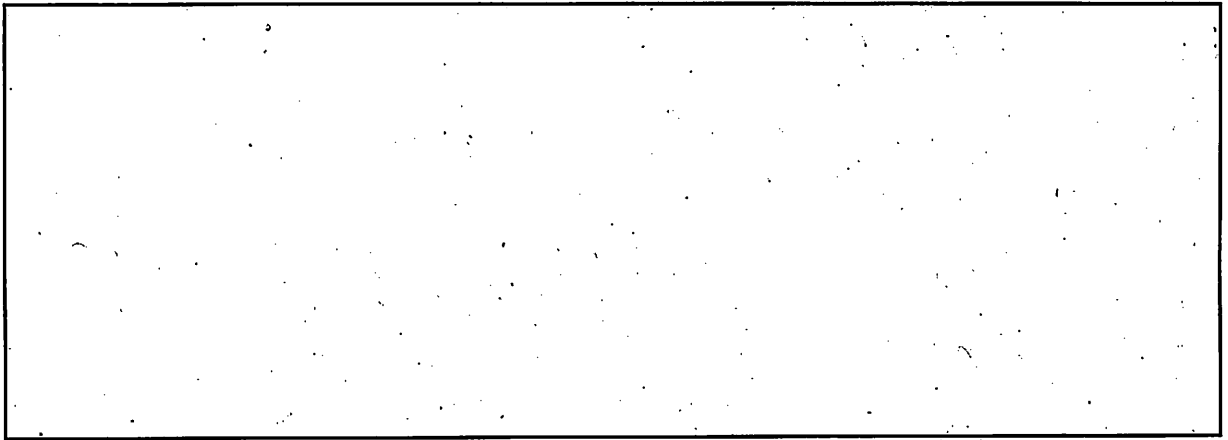
次のとおり

## 6 当事者対応に関する事項

- (例) ・ 係書記官が対応に苦慮した当事者又は管理職及び総務課対応となった事案については、どのような対応を行ったのか(事件記録内に記載されているものは除く。)  
※別事件で報告済みの当事者であっても、情報提供してください。
- ・ 危害行為にかかわる情報に接した場合は、事の大小にかかわらず、その内容  
※結果的に何も生じていない場合も、その旨を情報提供してください。
  - ・ 事件について当事者及び代理人ではない人物から事件内容の問い合わせがある場合、どのような問い合わせか(把握している範囲で差し支えない。)

次のとおり

## 7 その他、高裁に引継ぐべき有益な情報





# 訴額計算書

訴 え ・ 申 立 時	令和	令和	訴額		印紙額	
	年	年	円		円	
	( )	年	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項	
	第	月	<input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引		ページ	
号	日	<input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究		ページ		
		そ				
		の				
		他				

反 訴 時	令和	令和	訴額		印紙額	
	年	年	円		円	
	( )	年	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項	
	第	月	<input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引		ページ	
号	日	<input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究		ページ		
		そ				
		の				
		他				

訴 え の 変 更 時	令和	令和	訴額		印紙額	
	年	年	円		円	
	( )	年	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項	
	第	月	<input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引		ページ	
号	日	<input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究		ページ		
		そ				
		の				
		他				

上 訴 提 起 時	令和	令和	訴額		印紙額	
	年	年	円		円	
	( )	年	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項	
	第	月	<input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引		ページ	
号	日	<input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究		ページ		
		そ	<input type="checkbox"/> 原審と同じ			
		の	<input type="checkbox"/> 不服の範囲			
		他				

### 訴額計算書

訴え・申立時	令和3年(ワ)第111号	令和4年5月6日	訴額	印紙額
			5,200,000 円	32,000 円
			<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引 <input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究	<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項 <b>土地所有権確認と同土地明渡請求で評価額が、10,400,000円の場合</b>
その他			確認： $10,400,000 \div 2 = 5,200,000$ 明渡： $10,400,000 \div 2 \div 2 = 2,600,000$ 経済的利益共通なので、多額の一方で、5,200,000	

訴えの申立時	令和4年(ワ)第50号	令和4年6月6日	訴額	印紙額
			2,600,000 円	0 円
			<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引 <input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究	<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項 ページ ページ
その他			$10,400,000 \div 2 \div 2 = 2,600,000$ 反訴手数料=18,000-32,000なので、不要	<b>反訴として、賃借権確認</b>

訴えの変更時	令和( )年第号	令和( )年( )月( )日	訴額	印紙額
			<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引 <input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究	<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項 ページ ページ
その他				

上訴提起時	令和5年(ワ)第120号	令和5年4月10日	訴額	印紙額
			5,200,000 円	48,000 円
			<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 事例から見る訴額算定の手引 <input type="checkbox"/> 訴額算定に関する書記官事務の研究 <input checked="" type="checkbox"/> 原審と同じ	<input type="checkbox"/> 費用法別表第1 項 ページ ページ <input type="checkbox"/> 不服の範囲
その他			<b>全部認容又は請求棄却の場合は、「<input checked="" type="checkbox"/>原審と同じ」と記載することにより、計算式を記載省略可能だが、一部認容の場合は、「<input checked="" type="checkbox"/>不服の範囲」として、その他欄に計算式を記載する。</b>	

予納郵便切手額等一覧表  
高松高等裁判所

R5.10.1

種類		当事者	郵便	枚数	1名増える毎に
控訴提起 (ワネ)(家ト)(行ヌ) 上告提起 (レツ) 飛躍上告提起 (ハツ) 訴えの提起 (行ケ)		双方1名ずつ	500円	8枚	2枚
			100円	8枚	1枚
			94円	10枚	
			84円	10枚	1枚
			50円	6枚	
			10円	20枚	2枚
			2円	10枚	
			合計	7100円	1204円
抗告提起 (ソラ) (行カ) (家ニ)	当事者対立構造 がない事件	告知すべき人(原告 又は申立人)が1名	500円	1枚	1枚
			100円	5枚	5枚
			84円	2枚	2枚
			20円	5枚	5枚
			10円	5枚	5枚
			2円	10枚	10枚
			合計	1338円	1338円
	当事者対立構造 のある事件	双方1名ずつ	500円	2枚	2枚
			100円	6枚	6枚
			84円	4枚	4枚
			20円	20枚	20枚
			10円	10枚	10枚
			2円	10枚	10枚
			合計	2456円	2456円
	新法が適用され る家事抗告事件	告知すべき人が1名	500円	2枚	
			100円	1枚	
			84円	2枚	
			20円	10枚	
			10円	10枚	
			2円	10枚	
合計		1588円			
告知すべき人が2名		500円	4枚	2枚	
		100円	10枚	4枚	
		84円	6枚	2枚	
		20円	10枚	5枚	
		10円	10枚	5枚	
		2円	10枚	5枚	
	合計	3824円	1728円		
再審 (ム) (行ソ)	告知すべき人が1名	500円	3枚	3枚	
		100円	6枚	6枚	
		84円	1枚	1枚	
		20円	8枚	8枚	
		10円	10枚	10枚	
		2円	10枚	10枚	
		合計	2464円	2464円	

代理人が共通する場合の当事者の数は1人として計上する。

現金により予納する場合は、合計欄の金額とする。

種類		当事者	郵券	枚数	1名増える毎に				
上告提起 (ネオ)(行サ) 上告受理申立て (ネ受)(行ノ) 特別上告 (ツテ) ※同時申立を含む		双方1名ずつ	500円	4枚	2枚				
			210円	10枚	2枚				
			100円	8枚	7枚				
			84円	6枚	4枚				
			20円	10枚	0枚				
			10円	16枚	5枚				
			2円	8枚	0枚				
			1円	20枚	14枚				
			合計	5800円	2520円				
特別抗告 提起 (ラク)(行 セ) 抗告許可 申立て (ラ許)(行 ハ)	個別 申立	告知すべき人 が1名	500円	2枚	2枚				
			210円	1枚	1枚				
			100円	5枚	5枚				
			84円	5枚	5枚				
				20円	10枚	10枚			
				10円	16枚	16枚			
				1円	10枚	10枚			
				合計	2500円	2500円			
		同時 申立	告知すべき人 が1名	500円	4枚	4枚			
				210円	1枚	1枚			
				100円	6枚	6枚			
				84円	5枚	5枚			
							20円	10枚	10枚
							10円	16枚	16枚
							1円	10枚	10枚
							合計	3600円	3600円

代理人が共通する場合の当事者の数は1人として計上する。